

贈与手続きに関するご案内

～生前贈与の活用で相続対策～

岡三にいがた証券株式会社

贈与について

- ①贈与とは、贈与者が生きている間に受贈者に無償で財産を譲る(あげる)ことを言います。
- ②贈与者(あげる)受贈者(もらう)の、お互いの意思合致が必要です。
- ③贈与税の取り扱い上、確実に贈与をしたと言えるためには、物や金銭を引き渡し、受け取った人が財産を管理し、自由に使える状況になっていることも重要です。

贈与手続きの流れ

下表の は贈与者・受贈者、 は当社による手続きを指します。

贈与者・受贈者の意思合致(贈与契約書の作成)



贈与者へ「贈与手続きのご案内」(本資料)等の送付



必要書類(「依頼書」等)へのご記入・ご捺印



岡三にいがた証券へ贈与手続き必要書類のご提出



受入書類の内容確認



受贈者の口座開設の有無を確認

※「受贈者」の口座開設がお済みでない場合は、別途「証券総合取引申込書」をご提出ください。



贈与財産の内容により、必要に応じて「目論見書」、「契約締結前交付書面」等の送付・ご説明



受贈者の口座へ証券等を移管



贈与手続き完了

贈与税の計算

● 110万円の基礎控除

贈与には110万円の基礎控除があります。1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた金額が、110万円以下であれば、贈与税は課税されません。
この110万円の基礎控除は、受贈者に対する控除です。
贈与をする者に控除があるということではありません。

贈与税の計算式

贈与税額 = 課税価格(1年間に贈与を受けた財産の合計額 - 110万円) × 税率 - 控除額

一般贈与			特例贈与(※2)		
課税価格(※1)	税率	控除額	課税価格(※1)	税率	控除額
～200万円	10%	0	～200万円	10%	0
～300万円	15%	10万円	～400万円	15%	10万円
～400万円	20%	25万円	～600万円	20%	30万円
～600万円	30%	65万円	～1,000万円	30%	90万円
～1,000万円	40%	125万円	～1,500万円	40%	190万円
～1,500万円	45%	175万円	～3,000万円	45%	265万円
～3,000万円	50%	250万円	～4,500万円	50%	415万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円超	55%	640万円

※1 課税価格は110万円控除後の金額

※2 特例贈与…祖父母・父母から18歳以上の子・孫への贈与

計算例1)

Aさんから550万円の贈与を受けた場合の贈与税額

〈一般贈与の場合〉

$$(550万円 - 110万円) \times 30\% - 65万円 = 67万円$$

〈特例贈与の場合〉

$$(550万円 - 110万円) \times 20\% - 30万円 = 58万円$$

計算例2)

Aさんから300万円、Bさんから150万円の贈与を受けた場合の贈与税額

〈一般贈与の場合〉

$$(300万円 + 150万円 - 110万円) \times 20\% - 25万円 = 43万円$$

〈特例贈与の場合〉

$$(300万円 + 150万円 - 110万円) \times 15\% - 10万円 = 41万円$$

証券総合口座(MRF)

贈与資金を入金

贈与者の銀行口座から証券口座へご入金。
自動的にMRFが買付けられます。



贈与契約書の作成

「贈与契約書」等を作成し、ご提出いただく。

※別途：受贈者のMRF、特定口座、NISA口座の開設手続きが必要です。



MRFの口座移管

MRFが贈与者のMRFから受贈者のMRFへ移管されます。



NISA口座や特定口座で買付

受贈者からのご指示により、NISAや特定口座での証券投資、株式等の買付代金はMRFから資金充当。

- ・贈与は、銀行から銀行への振込みか、現金を渡す方法をイメージされる方も多いかと思いますが、当社証券口座内でのMRFを利用した贈与も可能です。
- ・贈与契約書の概要は、別添「贈与契約書(見本)」をご参照ください。
- ・また、祖父母や父母から、子や孫にMRFを贈与することにより、子や孫がNISAで運用することも容易となります。

株式での贈与

- ①課税時期(贈与した日)の終値
- ②課税時期の属する月の毎日の終値の平均額
- ③課税時期の属する月の前月の毎日の終値の平均額
- ④課税時期の属する月の前々月の毎日の終値の平均額

贈与における上場株式の評価は、上記①から④のいずれか低い金額となります。
贈与した日とは、原則として、贈与契約を締結した日となります。

贈与した財産は、その後時価が上昇して相続税評価額がアップしたとしても被相続人の相続財産を構成しませんので相続税には影響を与えません。
ただし、暦年贈与の場合、被相続人から相続開始前7年以内に贈与によって取得した財産があるときは、その財産も相続税の課税財産に加算されます(次頁「☆」説明があります)。
株式を贈与する時は、今後株価が上がりそうな銘柄から贈与することが相続税対策としては効果的です。

贈与の制度

○暦年課税制度 **※注**

- ・1年間(1月1日～12月31日)を単位とし、それぞれの年度で贈与した金額に対して税金を支払う制度

※注 暦年贈与ではなく連年贈与として扱われ、課税されるケースがあります。

連年贈与 … 複数の年に分割して履行された贈与のことです。

例) 「2019年から2038年まで毎年100万円ずつ、総額2,000万円を贈与する」という贈与契約を履行した場合

⇒1年間に110万円以下を渡していても、連年贈与となります。

★生前贈与加算期間等の改正

相続または遺贈により財産を取得し、相続開始前に暦年課税による贈与を受けていた場合、贈与財産を贈与時の時価により相続税の課税価格に算入しますが、令和5年税制改正で、その加算期間について相続の開始前3年以内から7年以内と延長になりました。なお、経過措置により相続開始時期が2027年1月以降段階的に延長となり、2031年1月以降から7年間となります。また、延長した4年間に受けた暦年課税による贈与は、贈与財産の合計額から100万円を控除した残額を相続税の課税価格に加算します。

○相続時精算課税制度

・贈与者が60歳以上の父母または祖父母であり、受贈者が18歳以上の子や孫への生前贈与について、子や孫の選択により利用できる制度。この制度を利用すれば2,500万円までは贈与税非課税となります。2,500万円を超えて贈与したときは一律20%の贈与税がかかります。

・贈与する財産の種類、金額、贈与回数に制限はありません。

・相続時に贈与した金額を相続財産に戻して相続税を計算します。その際、贈与したものは贈与をしたときの価値で相続財産として計算されます。納めた贈与税があるときは、算出した相続税から差し引くことができます。納付すべき相続税よりすでに支払った贈与税額のほうが大きい場合には、差額は還付されることになります。

・相続時精算課税制度の改正

令和5年税制改正で、暦年課税の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円が控除できるとともに、相続時精算課税制度を選択した贈与者(特定贈与者という)の死亡に係る相続税の課税価格には、基礎控除をした後の残額が相続財産に加算されます。

なお、暦年課税では、生前贈与加算期間に受けた110万円以下の贈与財産についても相続税の課税価格に算入しますが、相続時精算課税の基礎控除110万円は特定贈与者の相続時の相続税の課税価格に算入されません。

・相続時精算課税制度は、将来価値が上がると見込まれる財産や一度にまとまった資金を贈与する場合には有効な制度です。しかし、一度この制度を選択すると、110万円の非課税枠がある従来の贈与税制度(暦年課税制度)に戻ることはできません。ただし、2024年以降、相続時精算課税制度は、受贈者ごとに110万円の基礎控除が創設されましたので、今までより、使い勝手が向上します。相続時精算課税制度を利用されるときは専門家に相談するなど、よく検討した上でご利用ください。

	暦年課税制度	相続時精算課税制度
贈与者 受贈者	制限なし	贈与者:60歳以上の父母・祖父母 受贈者:18歳以上の子・孫
対象財産	その年の贈与財産を合計して暦年課税	贈与財産の種類、金額、回数に制限なし
相続税の 相続時加算	相続開始前7年以内(改正前は3年)に贈与した財産は相続財産に加算(支払った贈与税は相続税から控除) なお、延長した期間(4年)に受けた贈与財産のうち100万円は相続財産に加算しない。	贈与時の時価を相続財産に加算 贈与税を払っていれば相続税で精算 贈与財産は基礎控除後の贈与財産を相続財産に加算
制度の選択手続き	不要	相続時精算課税選択届出書の提出
制度の変更	相続時精算課税制度への変更が可能	一度選択すると暦年課税制度への変更は不可
税率	10～55%の超過累進税率	一律20%
控除	受贈者ごとに基礎控除1年間110万円	特定贈与者ごとに特別控除累計2500万円 令和6年より受贈者ごとに基礎控除110万円
贈与税額の計算	(その年の贈与金額-110万円) ×贈与税率-控除額	(贈与金額累計-2,500万円)×20% 令和6年より年間110万円の基礎控除

ご提出いただく書類

贈与契約書のコピーの他に以下のものをご提出ください。

1. 特定口座のみを通じた贈与の場合
・相続上場株式等(贈与・相続・遺贈)移管依頼書(営業店用)〈※1〉
2. 一般口座、預り金を通じた贈与の場合
・贈与契約に伴う振替依頼書〈※2〉
3. 特定口座 + (一般口座 ・ 預り金) を通じた贈与の場合
・相続上場株式等(贈与・相続・遺贈)移管依頼書(営業店用)〈※1〉
・贈与契約に伴う振替依頼書(一般口座・預り金をご記入下さい。)〈※2〉

※1 お申出により当社にて作成いたします。署名・捺印の上ご提出ください。

※2 「贈与契約に伴う振替依頼書」は、巻末に添付されておりますので、ご利用ください。

ご留意事項

～特定口座を通じた贈与の取扱いについて～

・特定口座を利用した贈与について、贈与者と受贈者ともに同一銘柄を保有している場合には、その銘柄の一部贈与ができませんのでご留意ください。なお、一般口座による贈与は制限がございません。

～NISA口座について～

・現在、NISA口座で保有されている上場株式等を、贈与により受贈者のNISA口座に移すことはできません。

～贈与契約書について～

・巻末に添付されております贈与契約書(雛形)を必ずしもご利用いただく必要はございません。
・当社がご提供する贈与契約書は贈与契約の有効性を保証するものではありません。贈与者または受贈者に意思能力がない場合等、贈与者と受贈者との間での贈与契約の有効性が問題となつても、当社は責任を負いかねますのでご留意ください。

～ご投資に当たつて～

・金融商品等のお取引を行つていただく場合には、各商品毎に所定の手数料等をご負担いただくこととなり、手数料及びリスク等は各商品毎に異なりますので、事前に当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書等への記載内容を十分にご確認ください。
・本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成しておりますが、記載内容の正確性等を保証するものではありません。
・また、別段の表示がない限り、本資料を作成する時点において施行されている法令等に基づき作成しておりますので、今後、制度の改正や新たな法令等が施行されることにより、取扱いが変更される場合があります。
・更に、本資料の記載内容は、一般的な取扱いを記載したものに過ぎないため、全てのお客様の状況に適合して対応可能となるものではないことにご留意ください。

個別の税務の詳細につきましては、税理士等にご相談ください。